

會學濟經學大國帝都京

經濟論叢

號一第 卷(十四第)

月一年四十四和昭

經濟論叢 每月一日發行
第四十八卷第一號 昭和十四年一月一日發行
大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

作田博士還曆記念論文集

(禁轉載)

目次

作田莊一博士肖像……………	卷頭
作田莊一博士稿「日本經濟學の正體」……………	一
日本的學問の文化史的意義及び基本的諸典型……………	文學博士 米田庄太郎……………三
東亞民族の形成……………	文學博士 高田保馬……………六
日本經濟史研究の發展……………	經濟學博士 本庄榮治郎……………五
理論學としての日本經濟學……………	經濟學博士 谷口吉彦……………七
産業組合の耕地管理……………	經濟學博士 八木芳之助……………二
印度に於ける國民的産業能率の遲滯性に就て……………	經濟學士 大塚一朗……………二〇
「日本的」なるものゝ意義及び探求に就て……………	經濟學士 中川與之助……………二六

資本主義と支那事變……………經濟學士 柴田敬…一四三

明治時代農村手工業の消長……………經濟學士 堀江保藏…一三三

我國に於ける預金通貨統計の發達……………經濟學士 中谷實…一六九

保險思想の發展……………經濟學士 佐波宣平…一九三

歴史學派に於ける國民經濟の概念……………經濟學士 白杉庄一郎…二二一

日本共同體經濟學の建設者佐藤信淵……………經濟學博士 石川興二…二三七

國事資金法の提案……………經濟學博士 小島昌太郎…二四九

農山漁村財政の五箇年記録……………經濟學博士 汐見三郎…二六九

支那の社會成層……………法學博士 財部靜治…二八八

支那の社會成層

財部 靜治

一生苦如此、長羨陳村民とは、詩人白樂天が朱陳村と題せる一長篇中我生禮義郷、少小孤且貧、徒學辨是非、祇自取辛勤、世法貴名教、士人重冠婚、以此自桎梏、信爲大謬人とし、以下自己の略歴を詠せる末に結びし句なり、而してその前に所謂朱陳村を叙すること左の如し。

徐州古澧縣、有村曰朱陳、去縣百餘里、桑麻青氛氳、機梭聲札札、牛驢走紆紆、女汲澗中水、男採山上薪、縣遠官事少、山深人俗淳、有財不行商、有丁不入軍、家家守村業、頭白不出門、生爲陳村民、死爲陳村塵、田中老與幼、相見何欣欣、一村唯兩姓、世世爲婚姻、親疎居有族、少長游有羣、黃鷄與白酒、歡會不隔旬、生者不違別、嫁娶先近鄰、死者不違葬、墳墓多遶村、既安生與死、不苦形與神、所以多壽考、往々見玄孫、

こは實に支那原始的共產村の代表的風物詩とすべき所、而して又支那社會構成分子として今猶重きをなせる農村中、之と相去ること遠からざるもの渺からざるべしとなし得べき所なり、されど社會の全構成に就き觀せんか農村を基底として數成層を築き得たり、推敲すること未だ甚だ足らず意に充たざること遠きも、本特別號發行の趣旨を敬重するの念は深きに依り、今 Latourette が、その著支那歴史及文化中説く所を骨子として多少の補訂

を加へ、倉皇此一短編を草して寄すること爾り。

二

支那文明上目立ちたる特色の一つは諸社會關係を尊重するにあり、支那哲學はその一指導目的として秩序ある社會の達成及維持を掲げたり、久しく國家並に王土の文教及道德界を風靡したる孔子教は人々相互間の正しき關係に大なる重點を置きたり、即ち孔子は五倫を分ち親義別序信の守るべきを教へ、仁義禮智の名を示す、(白虎通及漢書董仲舒傳中是等に信を加へて五常とす)幾世紀の經過中支那人は社會を維持永續せしめ、個人に共同保護を加へ王臣を構成せる幾百萬人の交際を便ならしむるため、幾多の施設及風習を發達せしめたり。かくて家族の結束と同職組合、その他諸協同組織との勢力大なるに拘はらず、支那の社會は階級別の硬化著しく尠きをその特色とせり、支那史の黎明期に存したるが如く想はるる貴族と庶民との嚴別は、古き以前大體にその跡を絶ちたり、即ちそは周代をその終焉に歸せしめたる積年の動亂により多分分碎せられ、次いで又秦及漢を建てたる獨裁君主により更に強く掃ひ去られたり、辭源封建の條中、王者以爵土與人也、三代皆有之、至周而其制益備、其爵公侯伯子男有五等、其地有百里(公侯)七十里(伯)五十里(子男)之別、春秋戰國、強凌弱、互相兼併、天子不能制、及秦併六國遂廢其制と謂へるは是なり、是等二朝が確立せんとせる專制主義にとりて世襲貴族制は明かに一障碍たりき、秦の官僚分屬制は舊世襲封建制に代れり、封建諸侯は漢の初期諸年中再現せんとするの風ありしも、同朝の諸帝特に武帝が支配的官僚任命制を興し、門地よりも功績をその根基となせることは同風潮を阻止したり、官行試験の自由競争上自己の値打を證明し得たる人々中より官吏を銓衡するの制が、その後にはける諸朝にても絶え

ず發展せることは、世襲的支配階級制度の形成に抵抗するの反證となり、その點に於て印度の社會成層と大にその趣を異ならしめたり、尠くとも清朝に於ける是等考試は門地を問はず、大多數の人に公開されたり、唯俳優の如き少數職業、有業者のみ除外されたり。かくて國民の生活を左右するに到るべき智腦貴族への登用は、富者にも貧者にも一樣に開かれ、その榮を擔へる學徒の全家族否所屬都邑さへも、期せずしてその榮譽に均霑したり、理論的には富、社會的地位及勢力が、最有能者に歸すべき一制度の下一程度の浮動性は存在し、萬人に周及すべく又連綿たる平準作用行はれ、かくて階級障壁の險なきを得せしめたり、加之支那の社會には以下説くが如き諸區分を生みしに拘はらず、交婚は諸羣の間に尠からず結ばれ、最も賤しき階級さへも之によりその境遇を脱し得たり、通常その例を見たるが如く、帝王の親族が特權ある一羣を形成せる時に於てさへ、運命の獨樂廻しは之に代らしむるに他の支配者血統を以てしたり、即ち支那史の特色たる叛逆及内亂は餘分の一門戸を備はらしめ、力倆ある人々は所謂軍閥の醜孽者となり、之によりて門地否教育とは無關係に先頭に立つことを得たり。

三

右の制度は世襲作用としての家門別即ち門閥を悉くは除去することなかりき、即ち多くの家族は教育の傳習、良血統、相續の富、官職への専心奉仕を保持し、之によりてその後裔は考試殿に於ける競争及官職への就任上決定的利便を傳授されたり、而して是等家門の家族は自然に互婚するの傾向ありき、茲に記憶さるべきは後漢の朝孔子の血統に根ざし婚姻によりて繋ぎ合へる特定有力家族か、一時の間一種の支配階級を形成せることなり、幾分か之に似たる貴族制は漢と唐との間に於ける分裂時代中に起れり、明かに又諸世紀を通じ各社會は諸地方事項

の指導者と仰がれ、又厚遇されたる第一舊家を有したり、そは一切の國に於けるが如く動搖不定なり、一大家興亡の諸例を見ざりしは例外の一地方及一市邑なり、そは實地に諺化せる迄に通例なりき、されど他面少數父系親は幾世紀をも通じ尊崇を以て遇せられたり、孔孟の末裔は之なりき、又漢及之に次げる諸朝は一切の世襲的爵位を決して全廢するには至らざりき、例令ば清朝はその樹立の初め殘存せる尊稱への要請を可なり、英斷的に清淨せるも、之に代りて自己の貴族を生み出したり、是等は大部分滿洲人たりしも、多少の漢人も加はりたり。されど永典として與へられし尊稱僅少に限られしは、明かに世襲的階級制度を防ぐべき壁障となれり、而してその多くは滿人により占められたり、帝國の顯官は原則として一尊稱又は數尊稱を帶び、時ありてはその祖先も數代の前に遡り位階の追贈によりその榮に均霑せるも、その榮譽は通常その子に傳へられざりき、相續人は庶人となり然らずとも代を重ねる毎に順次に低位の尊稱を授けられ、その家族が再度何等榮稱なきものに伍する迄及ぼされたり。

四

我邦國勢調査上採用する所によるに職業及産業共にその大別によるも、尙各十類を分つ、然るに従前にありては和漢共に多數を占むる有業者群に就き傳習的特殊等級別は附せられ、之を四民（舜典に司空掌邦土、居四民、時地利とあるはその出典とせらる）に大別するを例とし、支那にありてはその遺習今日迄も猶殘されたり、就中士即ち學者は第一位におかれたり、こは社會が啓發されたる人道の教へ及道德を、習得せる人々により統御さるべしとなすを、そが理論とせる社會秩序の下白から、待望さるべき所なり、學者は崇拜の五物體中その一つに數へられ、

天、地、帝王及兩親に配せられたり、春臺がその著産語中士は農に出で學びて禮儀を知り身に君子の行あり、國に仕へて祿を君に受くる者なり、故に四民の上となすと言へるも是なり、支那にありても古代にありては軍人及學者が同一語の下に組合はされたるの痕あり、されど後世に至り専ら之を學者並にその中より出でたる官僚に使用するの風漸次支那に馴致され、特に宋朝中倫理道德の説を鼓吹したる陸象山及朱熹の學風に對抗し、經濟及財政政策を力説したる永嘉學派を生み、呂祖謙（東萊博議の著あり）葉適（水心集、水心別集の著あり）陳傅良（永嘉先生八面鋒の著あり）等の諸學者を出せるも、等しく之を同名稱下に寓せしむるに至りしは注意するの値あり、士の名目を軍人及學者に併用するは我國に於て特に徳川時代に普通となれり、學問は士の當るべき所とせられ、文及武の上達は車の兩輪の如しとするは承認されたる教儀となり、その一に達するもその二に就き尙未熟なるは、未成も亦甚しとせられたり、現に春臺がその著經濟錄中學問は儒學を第一とすること勿論なり、次には武學なり、武學といふは孫吳が兵法軍旅の道なりと言へるも之なり、されど支那人は日本人と接觸するに至りし、以前二千有餘年來の文明開化を有し、その太古文明は爾來渝ることなく支那人により完全又萬能とせられ、後世自啓又移植せられたる進歩も尠しとせざりしに拘はらず、文明の基調は常にこゝにおかれたり。而して學問を修得せる者の割合甚だ少く、その他大多數の諸業従業者及一般公衆は概して蒙昧無教育の狀況を續けたため、雙方の疎隔を一層甚しからしめたり、又官僚は上述の如く學者に伍せられしも、屢々商人と婚を通じて學者の下に立つの感を覚えしめたり、而して古くより惡税の賦課、專賣法の惡用行はれ、後世に至り折帛錢（辭源中通考に據り説く所によるに、宋高宗時、凡和買納絹、歲爲一百十七萬匹、每匹折納錢兩千、以國用、謂之折帛錢とせり）和買（宋代の制、春の乏絶の時に國軍の

錢を民に貸し、夏秋に至りて絹を官に輸せしむるをいふ)等の秕政を生みしは、永く官僚の腐敗、財閥の擡頭を見るに至りしこと、關係なしとするを得ざらん、唯その間所謂學業を殆んど一階級に獨占したるがために、學問を特殊の方向に歪曲せしめ、諸弊を社會に流すの事由となりしは日文同一なり。四民の等級中第二位におかれしは農民なり、人類が生命の資と仰ぐべき食を産し、士によりて食む者なればなり、工は藝事を執り其の力によりて食む、故に其の位農に次ぐ、行きて貨財を通ずるは商坐して然るは賈たり、商賈は他人勤勞の果物を交易することにより利殖し、衣食の計を立つる者なるにより四民の下とせられたり。

かくて印度に於けるが如き階級嚴別を見ざりし支那にても、現時に於けるが如く職業に貴賤に別なしとするの考へは興されざりき、現に春臺は言へり、士者事也、執事而食於君、不求餘利、清之至也、故在四民最貴也、農用力多而得利少、故次貴、工は利多きこと農に勝り、商は以智射機利、利を得ること常に多きを以て最も賤しとし、一般論として得利之難而少者貴、得利之易而多者賤自然之勢也、得之之難者、喪之亦難、得之之易者、喪之亦易、必然之理也とせり。引いて又農雖貧窮未即至破家、賈則有一敗塗地者也、此難易之驗也とし、或は民性を論じて急乎欲富、是を以て農を捨て商工に趨る者多しと適切に言へるも、所謂自然之勢とし必然之理とせる所に至りては聊か疑なき能はず、蓋し輓近普通に最大多數の最大幸福を謀るの意と解せらるゝ功利主義(支那にては事功主於經世、功利主於自私、二者似一而實二との用例あるも必ずしも一定せざるが如し)に立脚して英國に起りし經濟學理よりせんか、人の欲望又は願望を充たし得べきものは凡て效用を有す、效用の有無多少丈けに立脚して議する限り、貴穀賤貨、農を本業とすべき理由なし、治國の見地に立ちて議するにより始めて之を本業とすべきのみ、そ

は天の時に待つ所多く地産のために力を勞し、人命を繋ぐべき食物生産を主とすればなり、加之春臺論せるが如く農非徒爲地利也、貴其志也、詳言せんか(一)民農則樸、樸則易用、易用則邊境安、主位尊、(二)民農則重、重則少私義、私義少則公法立、力專一、(三)民農則其產復、其產復則重徙、重徙則死其處而無貳慮とすべく、他面商工に就きては好智則多詐、詐多則巧法令、以是爲非、以非爲是とし、和漢儒者の間に普通なりし尊農説を代表的に主張せり。國家構成の主要分子として又その殖産上重んずべき四民を、消費の主體たる一般民衆と對立せしめ、大學(傳之十章中)に生之者衆、食之者寡、爲之者疾、用之者舒、則財恒足矣とあるは注意すべき言説なり、Douglas は是を引用し商工の實際事務に關し、孔子の説く所は大部分平凡たらずんば謬論たりとするの例證に供したり、素より貨物の生産者が過半数たり、消費者が過少数たりとせば、可能的に利し得べき一部民衆は少數なるべく、加之同聖人の訓言に従ひその使用上節儉に努め、産物に對する需用を更に減せしめたりとせば特に然りとすべきや、需用供給の理に照して推斷し得べき所なるも、右の一節に就きては別に尙考ふべきものあり、即ち朱熹集註中同節に就きて引ける呂氏の言に照して之を想ふ、呂氏曰、國無遊民、則生者衆矣朝無幸位、則食者寡矣、不奪農時、則爲之疾矣、量入爲出、則用之舒矣と、徳川時代に於ける儒學の一先驅者たりし林道春が、元和六(一六二〇)年の跋文を附する自著卮言抄中、「手を遊ばしめて徒らをする故に遊民と云」「出家沙門も遊民の類也」、「幸位とは上るまじき者の位に在を云、時の寵愛により、才智もなくて官位にあがれば數多の俸祿をついやす」との解釋を付し後世學者により敷衍詳説せらるゝの「源泉を傳へたり、此註釋に鑑み又その言が農業本位の時代に發せられしを想はゞ、前記の評は必ずしも當らずとするを得ん。現に春臺の附説する所によるに齊景公好

戲、愛優發、予之田、如上士之祿、晏子之を誡めし所によるに、人君奢靡を好み用不足するに至り、民に索むること多きを加ふるも尚不仁とすべきに、今君賜優發以田、是使農戴賤工也、夫屨雖新而不加諸首、若君之所爲、是謂冠履倒置とせるを擧げ、その後景公魯君に會せる際、齊俳優侏儒をして前に戯れしめしに當り、魯君に従ひし仲尼は匹夫笑侮諸侯者、罪應誅、請右司馬速加刑焉と曰へるより、乃斬侏儒、首足異處と傳へたり、口に親民愛農を力説しつゝ、事實上民の生命を土芥と同視し、その刑罰殘虐を極むるは、既に太古聖賢の世を去ること近き時代に、發することを窺はしむるは深く注意すべし。而して南支那海の小舟内に住める人々、賣春婦、宦官、衙門に於ける走卒及奴隸等が俳優と等しく、後世に至り四民外に於て、社會的に著しく劣位にありとせられしは、右説き來れる所に照し、興多く感ぜらるゝ所なり。

五

支那は臣民の自由解せられざりし多くの亞細亞諸國と同風に奴隸を宿したり、されどその奴隸制は羅馬帝國に於けるが如く、廣く行渡り又顯著なりしが如きこと支那には存せざりしに似たり、又その奴隸は通則として西洋のあらゆる自由本能とは正に抵觸し、奴隸制が自由の旗幟の下巢籠りを強ひられたる諸國に於けるよりも、專制的東洋にては寛大に取扱はれたり、人はその反對を以て通例たらんと期待すべきもそは然らず。

西洋に於て個人としての諸權利と解せらるゝが如きものは由來支那人により知られず、個人は家族の一員に過ぎずしてその家族は社會の單位たり、家族の諸員は團圓家族の細片に外ならず、而して奴隸はその奴隸としての存在上この家長制の支配に負ふ所あり、普通に奴隸自身により裁制し得ざる諸事情により一家族より斥ぞけらる

れば、他の家族に引取らる。

諸變動が西洋より齎らされし間際に於ても、奴隸は殆んど全く家事に限られたり、大地主存したりとしてもその數は尠く、不自由勞働により耕やされしもの殆んどなし、奴隸存したりとしてもそれは主として所帶の雜役に使はれたり、又奴隸制は米國にその例あるが如く人種別と組合はさるゝことなかりき、奴隸の多くは漢人種に屬する個人にして何かの不運通常は經濟上の非運により、その状態に陥る者たりしに似たり、假令は貧者は特に飢饉に際してその娘を賣り得たり、家事の奴隸として多數を占めしは女特に少女なり、少女は少童よりも低きものとせられしより、家族により最初に賣られたり、夫等少女は刻苦の生活を送りしも之が苛酷なる使役に就きては、一般輿論の制裁加はれり、奴隸たる少女は妾に移さるゝを得たるも、一層頻繁には隣家の一層貧困なる男子の娶り去る所となれり。

因みに注意すべきは、殆んど一切の賣春婦が、その寄寓せる醜業家宅營業人たる主婦の、財産としての奴隸たることなり、屢々誘拐されたる、或は彼等をしてお針仕事に當らしめんとその口餌に欺かれて、その營業に主鬼婆の手摺みに丸め込まれしものなり、かくて全くかゝる社會害虫の網幕裡に閉籠められ、よりてその主婦の脅迫威嚇の下に凌辱せらる、されば香港に於けるが如く同性質の公認娼家には、悉く萬人自由たりとの告知揭示せられ、又一旦その非を耳にせば之が權利回復に當るをその任務とせる支那官憲の許に、娼婦は行きて會見するの自由を、理論的に有するの事實あるに拘はらず、娼婦の數多ければ多き程、自己の權利を回收せんとすること愈々稀なり、偶々官憲の前に現はれてもその娼婦は、一律に任意にかゝる生涯に就けりと言ふ、之を普通移民として

海外に渡航せんとする各支那婦人に就きて見るも、行かんとするの意あるや否やを尋問吟味せらるゝに當り、その意に反し渡航せしめらるゝに拘はらず、その自由を取戻すの機會を利用せんとする者殆んどなし、人身自由の觀念何たるか、女性に關する臣民の自由何たるかを支那民衆に教へ込む迄には、尙幾多世紀を要するに似たり、凡そ斯くの如きは果して中夏の誇り乎否乎。

六

乞食はその數可なり夥しく社會の一分子としてよく承認されたり、原則としてその境遇は悲慘なり、庶民は種々の原因により乞食に逐はれたり、多數の場合疾病又は災難はその罹災者をして、普通の傭はれ口に就くの能力なきに至らしめ、又金錢上の扶助を與へ得べき友人又は家族を有せずとせば、乞食生活は饑を免さるゝの唯一逃亡所となれり、盲人は特に不幸なりき、その數甚だ多く彼等を世話するの公共施設全く存せず、讀むことを教へ得べき何等の學校も存せざりき、多くとも路頭の藝人、話し家、又は樂人として窮乏の生存を勝ち得たるに過ぎず、又多くの乞食は支那に極めて繁き飢饉のためにその境遇に入れり、乞食は時には一時凌ぎとして然るも、他の場合には永久的又職業的とせられたり。

社會に於ける他の區分も猶別に存したり、客家とその隣人との區別、回教徒と非回教徒との區別、漢人と土蠻種族との區別あり、又夥しき地方的感情は存したり、他省に住める一省の出生省は屢々外國人と殆んど同視されたり、省意識は假令ば兩湖及廣東の一部地方にては、他地方に於けるより強し。

七

人と人との關係、國と國との關係、自然と人との關係、俱に易に托せらるゝも、雜事重んずべきは人と自然との關係にありとせらる、歷代帝權の伸張と農民の尊重又齊平とを基本とし、成立せし主たる社會成層に就き、多少の緩和作用も支那に存せずとはせざりき、今諸成層を略敘し來れる後を承け、簡單に之に觸れんと欲す。

社會の不幸者に對し公私的に多少の注目は加へられしも、慈善は輒近西洋否中世の歐洲に於てさへ、見たるが如き大施設を築くことなかりき、可なり多くの都市には棄子にとりての病院あり、その一部は私人の寄附及國帑により支へられ、施粥は屢々窮民のために施されたり、飢饉救濟は私の機關及政府により行はれたり、國立穀倉は古くより特に急性窮乏を救ふの方便とせられたり、多少の避難所は癩病患者が隔離され得べき所に支持せられ看護はその患者に加へられたり。乞食は社會への請求權を有する者と認められ、商店主の如き有産者より規則正しき寄附を受くるの權利は、風習上乞食の團體組織に許されたり。他面人の困窮に對する多大の冷酷多くの殘忍も存したり、こは第十八及十九世紀の人道遼動以前に於ける西洋を追想せしむ。救濟のための諸活動に驅らしむべき諸動機は別に又之に混ぜられたり、部分的には人の親切より湧くべき天賦の人情、部分的には未來生活のため陰徳を積むの希望、(佛教より移入)、部分的には孔子教により鼓吹されたる諸標準、部分的には乞食組合への支出金にその例を見るが如く、不運者より更に餘分の要請に遇ふことを免がれんとするの希望の如き然りとす。予弱冠にして京都の地を踏みし以後その都市内又郊外に就き見聞し得たる所と、以上一葦帶水を隔てたる善隣の世相として説き來れる所を照し來る際、考をその異同に及ぼし感慨無量なると共に經濟學、社會學の見地より觀ぜざる支那研究益々忽がせにし難きを想ふ。(完)